

整理番号

処 — 09

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	危険物製造所等の許可取消、使用停止命令		
根拠条項	第12条の2第1項	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第12条の2第1項</p> <p>市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>1 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。</p> <p>2 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。</p> <p>3 前条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>4 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>5 第14条の3の2規定に違反したとき。</p>		
処 分 基 準	<p>1 法文のとおり、各規定に違反しているとき。</p> <p>2 次の違反事項については、許可の取消処分とする。</p> <p>(1) 許可を受けないで、製造所等の位置、構造又は設備を変更したとき</p> <p>(2) 完成検査前に製造所等を使用したとき。</p> <p>(3) 製造所等の位置、構造又は設備に係る措置命令に違反したとき。</p> <p>(4) 保安検査に関する規定に違反したとき。</p> <p>(5) 定期点検に関する規定に違反したとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	要（※ 緊急時は、行政手続法第13条2項第1号で不要）		
区 分	聴聞（取消しの場合） 弁明（使用停止の場合）		
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		